

久留米市母子生活支援施設について

目 次

1. 母子生活支援施設とは
 - (1) 施設の機能・役割・・・・・・・・・・ P 1
 - (2) 全国の施設の状況・・・・・・・・・・ P 1
2. 久留米市母子生活支援施設について
 - (1) 施設概要・・・・・・・・・・ P 3
 - (2) 運営状況・・・・・・・・・・ P 4
 - (3) 現状からみた運営上の課題・・・・・・・・ P 7
3. 今後のあり方について
 - (1) 運営方法の見直しについて・・・・・・・・ P 8
 - (運営方法の比較検討)・・・・・・・・ P 9
 - (2) 施設廃止後の支援（案）について・・・・・・・・ P 10
 - (3) 今後のスケジュール（案）・・・・・・・・ P 11

1. 母子生活支援施設とは

児童福祉法第38条に基づき、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設

(1)施設の機能・役割

①母子の保護(入所)・自立支援

母子を保護し、自立を促進するために就労、家庭生活、児童の教育に関する相談及び助言等の支援を行う。(退所者についても相談等の援助を実施)

②一時保護

DV被害者など、家庭の事情(精神的、経済的、身体的)により保護が必要な女性又は母子等を一時的に保護する。

※ 全国の母子生活支援施設のうち82.4%が実施(R3年度)

(2)全国の施設の状況

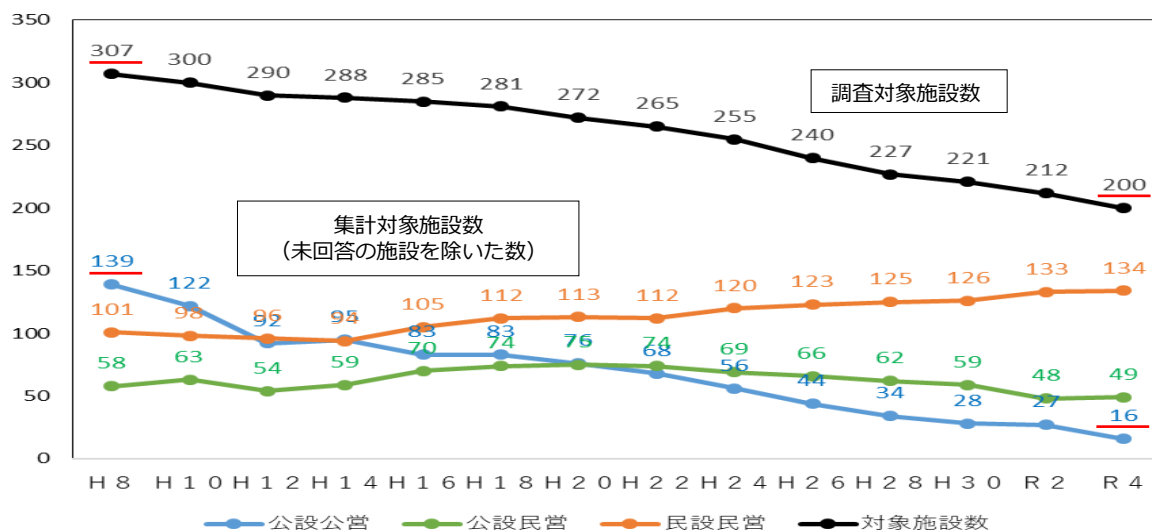
【出典:全国母子生活支援施設実態調査及び基礎調査】

①施設数

○施設数は減少が続いており、R4年度は200施設でH8年度(26年前)の約65%

○特に公設公営は減少が顕著であり、R4年度は16施設でH8年度(26年前)の約12%

■図1:施設数の推移



■表1-1:施設数(設置・経営主体別)

	H26年度		H28年度		H30年度		R2年度		R4年度	
	施設数	%	施設数	%	施設数	%	施設数	%	施設数	%
公設公営	44	18.9	34	15.4	28	13.1	27	13.0	16	8.0
民 営	189	81.1	187	84.6	185	86.9	181	87.0	183	92.0
(公設民営)	66	28.3	62	28.1	59	27.7	48	23.1	49	24.6
(民設民営)	123	52.8	125	56.6	126	59.2	133	63.9	134	67.3
全 体	233	100	221	100	213	100	208	100	199	100

※ 集計対象施設(調査に未回答の施設を除いた数)の内訳

②利用状況

○定員は、施設数の減少に伴い年々減少している。

【H26:4,706世帯→R4:4,087世帯】(△13.2%)

○現員(4月1日時点の入所世帯数)は、定員の減少を上回る比率で減少しており、定員に対する入所率も低下している。

【H26:3,458世帯→R4:2,677世帯】(△22.6%)

〔入所率73.4% → 入所率65.6%〕

○一時保護の利用件数は、大幅な増減なく推移している。

【H26:1,076件→R4:939件】

■表1-2:施設定員及び利用世帯の状況

	H26年度		H28年度		H30年度		R2年度		R4年度	
	全国計	平均	全国計	平均	全国計	平均	全国計	平均	全国計	平均
定員(A) 【世帯数】	4,706	20.2	4,571	20.7	4,410	20.7	4,319	20.8	4,087	20.5
現員(B) 【入所中の世帯数】	3,458	14.8	3,288	14.9	3,059	14.4	2,963	14.2	2,677	13.5
入所率 (B/A)	73.4%		71.9%		69.4%		68.6%		65.6%	
入所世帯数	1,571	6.7	1,451	6.6	1,222	5.7	1,248	6.0	1,051	5.3
退所世帯数	1,553	6.7	1,425	6.4	1,394	6.5	1,301	6.3	1,175	5.9
母、子の人数計	9,013	38.7	8,725	39.5	8,127	38.2	7,805	37.5	7,098	35.7
こどもの人数	5,555	23.8	5,437	24.6	5,068	23.8	4,870	23.4	4,421	22.2
こどもの人数/世帯	1.6		1.7		1.7		1.6		1.7	
一時保護利用件数	1,076		1,079		1,079		1,092		939	

※ 各調査年度の4月1日時点(入所世帯数、退所世帯数、一時保護利用件数は調査前年度の状況)

2. 久留米市母子生活支援施設について

(1)施設概要

【名 称】 久留米市松柏園

【所 在 地】 非公表

【施設規模】 土地:敷地面積 2,680㎡

建物:延床面積 1,713㎡、建築面積 665㎡

▷ 2階建:1棟(管理棟)

…事務室、集会室、相談室、学習室

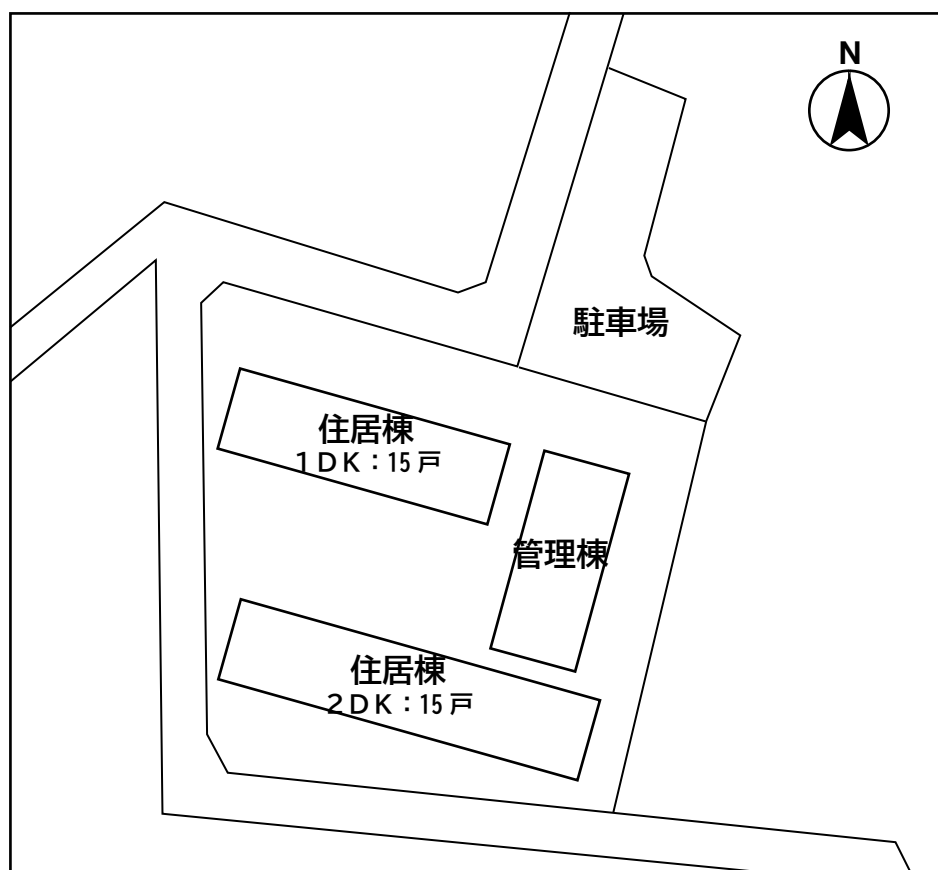
▷ 3階建:2棟(住居棟)

…母子室30戸(1DK、2DK:各15戸)

【建 築 年】 1980年(S55年)

【定 員】 30世帯

■図2-1:施設配置図(概略図)



(2)運営状況

①利用状況

○直近5年の現員(4月1日時点の入所世帯数)は2～4世帯で、10年前(H26年度)の17世帯から大幅に減少している。

○定員に対する入所率が低下(H26:56.7%⇒R6:13.3%)しており、全国平均と比較しても極めて低い。

○近年(R2年度以降)の新規入所世帯の主たる入所理由は、大半が住宅困窮であり、短期間で退所する世帯が増えている。

【入所世帯の主たる入所理由】66.7%が住宅困窮(R2～R6年度)

【退所世帯の平均入所期間】33.8月(H27～R1年度)⇒11.8月(R2～R6年度)

○一時保護の利用件数は、大幅な増減なく推移している。

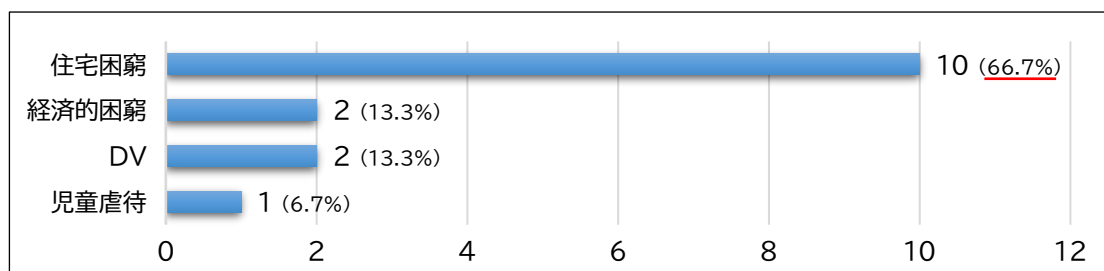
■表2-1:利用状況の推移

	H26	R2	R3	R4	R5	R6	【参考】 全国平均 (R4調査)
現員(4月1日時点) 【入所中の世帯数】	17世帯 (46人)	2世帯 (5人)	2世帯 (5人)	3世帯 (10人)	3世帯 (13人)	4世帯 (14人)	13.5世帯 (35.7人)
うち広域入所 【市外からの受入】	4世帯 (13人)	1世帯 (3人)	0世帯 (0人)	0世帯 (0人)	0世帯 (0人)	1世帯 (2人)	—
入所率 (現員/定員:30世帯)	56.7%	6.7%	6.7%	10.0%	10.0%	13.3%	65.6%
入所世帯数	2世帯 (6人)	2世帯 (5人)	4世帯 (13人)	3世帯 (11人)	5世帯 (15人)	* 1世帯 (2人)	5.3世帯 (—)
退所世帯数	5世帯 (15人)	2世帯 (5人)	3世帯 (8人)	3世帯 (8人)	4世帯 (14人)	* 4世帯 (14人)	5.9世帯 (—)
こどもの人数	29人	3人	3人	7人	10人	10人	22.2人
こどもの人数/世帯	1.7人	1.5人	1.5人	2.3人	3.3人	2.5人	1.7人
一時保護利用件数	6世帯 (12人)	7世帯 (14人)	5世帯 (19人)	6世帯 (10人)	7世帯 (10人)	* 2世帯 (2人)	5.7世帯 (—)

※ 各年度の4月1日時点(入所世帯数、退所世帯数、一時保護利用件数は当該年度内の状況)

* R6年度の入所世帯数、退所世帯数、一時保護利用件数は、9月1日現在

■図2-2:主たる入所理由(R2年度～R6年度)



②施設の状況

○昭和55年の建築から44年が経過し、老朽化が進行している。

○耐震性については、全ての棟で補強工事を要しない。(耐震診断結果:H25年度)

○経年劣化等に伴い、適宜、必要な修繕工事等を行っている。外壁改修工事の実施について、早急に検討する必要がある。

【R4年度:市建築課点検結果】

・全ての棟の壁躯体に白華現象、ひび割れ等があり、改修対応を要する。

■表2-2:修繕工事等の履歴

実施年度	施工箇所	内容
H6～18	管理棟、住居棟	ガス管改修
H7	管理棟、住居棟	外壁保全
H12	住居棟	冷暖房設備工事
H14	管理棟	冷暖房設備工事
H20	管理棟、住居棟	キュービクル、居室電気等改修
H27	管理棟、住居棟	屋根防水改修
H28	管理棟、住居棟	浄化槽解体

③職員の配置状況

○法令等による職員配置の基準に則するとともに、施設の運用状況を鑑みて、必要な職員を配置している。

〔 会計年度任用職員:6人(※)、嘱託医:1人
 ※ 施設長1、母子支援員2、少年指導員1、夜間管理職員2 〕

■表2-3:職員配置基準及び配置状況

	最低基準 (資格要件)	措置費基準	【久留米市松柏園】 配置状況
施設長	— (社会福祉士、母子生活支援 施設職員経験3年以上 等)	1人	1人
母子支援員	配置 (保育士、社会福祉士、 精神福祉士 等)	10世帯未満:1人 20世帯未満:2人 20世帯以上:3人	2人
少年指導員 (兼事務員)	配置	20世帯未満:1人 20世帯以上:2人	1人
調理員(等)	調理員又はこれに代わる者	1人	1人 (母子支援員により兼務)
嘱託医	配置	1人	1人
夜間管理職員	—	—	2人

最低基準:児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(令和6年:内閣府令)

措置費基準:児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(令和6年:こども家庭庁通知)

※ 入所者の状況等に応じて、その他の職員の配置及び加算等の基準あり

④運営費の状況

○R5年度の暫定定員は4世帯で、H26年度の17世帯から大幅に減少している。

暫定定員：国の基準により設定(前3年間の入所世帯数等による)
⇒国庫負担金、措置費の算定根拠となる。

○暫定定員の減少に伴い、歳入が大きく減少している。

【H26:17,478千円→R5:5,859千円】(△66.5%)

○歳出は大幅な増減なく推移している。

【H26:28,133千円→R5:23,896千円】(△15.1%)

○歳入の減少に伴い、施設運営に要する市の負担額が増加している。

【H26:10,655千円→R5:18,037千円】(+69.3%)

■表2-4:運営費の推移

	H26	R3	R4	R5
暫定定員	17世帯	6世帯	4世帯	4世帯
歳入	17,478千円	7,037千円	5,630千円	5,859千円
国庫負担金	8,556千円	6,531千円	4,591千円	4,822千円
措置受託収入	6,928千円	0千円	0千円	291千円
入所者負担金	1,993千円	506千円	1,039千円	745千円
歳出	28,133千円	26,881千円	28,188千円	23,896千円
施設費	8,208千円	4,824千円	6,251千円	5,050千円
人件費	19,925千円	22,057千円	21,937千円	18,846千円
市負担額	10,655千円	19,844千円	22,559千円	18,037千円

(3)現状からみた運営上の課題

①求められる支援の多様化

- 住宅困窮のほか、経済的困窮、障害や疾病、DV被害など、入所者は様々な課題を抱えている。
- 一方で、プライベートの重視、集団生活への拒否感等により、施設型支援のニーズが低下していることなどから、入所者数が減少している。
- 現在の母子生活支援施設の機能や役割では、困りごとを抱えた入所者のニーズに対応することが難しくなっている。

②施設・設備の老朽化、立地による不便

- 築44年が経過し老朽化が進んでおり、継続使用する場合には、早急に対応が必要な外壁改修工事のほか、今後、相当の改修・修繕費用を要する。
- 居室の間取り、設備等が陳腐化している。
(洗面脱衣室なし、洗濯スペースが室外 など)
- バリアフリー対応やインターネット環境など、生活上の安全性・利便性が低く、妊婦や高齢者、外国人対応が困難となっている。
- 自家用車を所有していない入所者は、交通手段がバスや自転車等になるが、バスの利用環境が不便なため、通勤、通学に支障が生じるケースがある。
- 施設は市内に1か所であり、勤務先や学校、保育園等の選択が制限される。

③職員の人材確保

- 入所者が抱える様々な困りごと(精神疾患、DV被害によるPTSD、児童虐待等)が複雑化・多様化してきており、対応する職員には高い専門性やスキルが求められる。
- 施設長を含め、全職員(6人)が会計年度任用職員であり、昇任や昇給、人事異動がなく、また、スキルアップの機会が少ないため、人材確保・人材育成の面で課題が生じている。

④収支の悪化

- 入所者の減少に伴って収支が悪化し、市の負担額が大きくなっている。
 - ▷ 歳入の減少
 - ・国庫負担金等は、入所世帯数等を根拠とする暫定定員に基づいて算定される。
 - ▷ 歳出抑制が困難
 - ・入所者が減少している中でも、24時間体制の施設運営を維持するために一定の職員体制が必要となる。

3. 今後のあり方について

(1) 運営方法の見直しについて

現状の母子生活支援施設の課題を踏まえ、今後の母子生活支援について、次の4つの運営方法の「機能面」、「経費面」による比較検討を行った。

(P9 ▶ 表3:運営方法の比較検討)

① 改修後直営

○市の直営による施設運営を継続

- ・住居棟2棟のうち1棟を廃止(解体)し、入所定員を縮減する。(30世帯→10世帯)
- ・外壁改修工事を実施する。(住居棟、管理棟:各1棟)

② 指定管理

○施設運営を指定管理者制度に移行

- ・住居棟2棟のうち1棟を廃止(解体)し、入所定員を縮減する。(30世帯→10世帯)
- ・外壁改修工事を実施する。(住居棟、管理棟:各1棟)

③ 民間譲渡

○施設譲渡による民設民営施設への転換

- ・社会福祉法人等の民間団体に施設を無償譲渡する。(土地は貸与)
- ・施設を譲受した民間団体が、施設運営及び必要な改修工事を実施する。

④ 代替機能へ移行

○施設を廃止し、母子生活支援の代替施策を実施

- ・既存の公共施設等を活用し、住居及び一時保護先を確保する。
- ・母子支援員の訪問等による自立支援を行う。

【検討結果】

機能面	・①、②、③は、現在と同等の機能を維持できる。 ・②、③では、民間のノウハウが生かされることで、支援サービスの向上が期待できる。(ただし、運営経費の課題が懸念される。) ・④は、「住居確保」の視点について、居住場所の選択制が向上する。また、対応の即時性や安全性を十分に担保した代替策を講じることで、「母子の支援」や「緊急時対応」についても、現在と同等の機能を維持できる。
経費面	・①、②、③は、施設の老朽化が進んでいる中で継続利用するため、運営に必要な経常費用に加え、改修工事等に多額の臨時費用を要する。 ・②、③は、入所者が減少しているために収益が見込めず、委託先、譲渡先がない可能性がある。 ・④は、臨時費用を要しないほか、代替施策を実施するための経常費用が最も少なく、経費削減効果が高い。
総合評価	・④は、「機能面」の維持、向上が図られるとともに、「経費面」でも経費削減効果が高く、効果的かつ効率的に母子支援策を実施できる。

【見直し方針(案)】

- 久留米市母子生活支援施設「松柏園」を廃止する。
- 母子等の保護、支援のための代替施策を実施する。

■表3:運営方法の比較検討

		① 改修後直営				② 指定管理				③ 民間譲渡				④ 代替機能へ移行			
運営方法		設置主体	運営主体	土地	建物	設置主体	運営主体	土地	建物	設置主体	運営主体	土地	建物	設置主体	運営主体	土地	建物
		市	市	市	市	市	民間	市	市	民間	民間	貸与	無償譲渡	施設廃止			
		■現在の運用を継続 ・施設改修・減棟し、入所定員を縮減				■指定管理者制度へ移行 ・施設改修・減棟し、入所定員を縮減				■民間法人等への譲渡 ・社会福祉法人等の民間団体に施設を無償譲渡(土地は貸与)				■施設を廃止し、代替施策を実施 ・代替施設で住居、緊急保護先を確保 ・訪問等による自立支援 など			
機能面の比較																	
住居確保	・保護する住居の確保 ・居住場所の選択制	○				○				○				◎			
母子の支援	・支援の効果、効率性 ・24時間体制の支援	○				○				○				○ (適時対応するための支援体制が必要)			
緊急時対応	・DV被害者等への緊急対応が可能か	○				○				○				○ (安全性を十分に担保した運用が必要)			
経費面の比較【概算】(千円)																	
【経常費用】※R4年度の実績等により算出																	
歳出(人件費、事業費)		28,188				28,188				22,605				6,931			
歳入(国庫負担金、措置受託収入、入所者負担金)		5,630				5,630				11,302				3,661			
市負担額		22,559				22,559				11,303				3,270			
【臨時費用】																	
歳出(改修・解体費)		84,867				84,867				63,975				0			
歳入(国庫補助金)		21,141				21,141				0				0			
市負担額		63,726				63,726				63,975				0			
【市負担額計】:単年		86,285				86,285				75,278				3,270			
【市負担額計】:10年間		289,316				289,316				177,005				32,700			
評価		△				△				○				◎			
備考 (施策の効果、課題等)		○入所者等への影響は最も少ない ●施設改修に多額の費用を要する				○民間のノウハウが生かされ、支援の質の向上が期待できる ●施設改修に多額の費用を要する ●現在の運営費、人件費による試算のため、歳出増の可能性が高い ●入所者が減少しているために収益が見込めず、応募がない可能性がある				○民間のノウハウが生かされ、支援の質の向上が期待できる ●施設が老朽化しているほか、入所者が減少しているために収益が見込めず、譲渡先がない可能性がある				○臨時費用を要しない。経常費用も最も少なく、経費削減効果が高い ●効果的な代替策の構築、運用が必要 ●既存入所者等への丁寧な対応が必要			
総合評価		△				△				○				◎			

(2)施設廃止後の支援(案)について

松柏園の施設運営の理念を継承するとともに、「こども基本法」及び「児童福祉法」、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の理念を踏まえ、これまで施設で行ってきた支援の質の維持、向上と、利用者の安全性の確保を前提として、母子生活支援のニーズの変化に対応した新たな支援策を実施する。

○松柏園の理念

久留米市松柏園では、母親と子どもへのあらゆる人権侵害を許さず、その尊厳を尊重し、生活を守ることを徹底して追求します。

○こども基本法及び児童福祉法の理念

「こどもが権利の主体」「こどもの意見の尊重」「こどもの最善の利益の優先」

○困難女性支援法の基本理念

「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」

①住居の確保

■入所対象者

対象者の状況や希望に応じて、次の手法で住居を提供する。

- ・母子生活要支援者用のステップハウスの確保、運用
 - ▷ 既存の公共施設の活用(3世帯程度の対応枠を確保)
- ・希望するエリアの公営住宅等の斡旋
 - ▷ 市営住宅の随時募集、優先入居(母子・父子世帯枠)など

○施設型を望まない、支援ニーズの変化への対応

○就業、就学の状況等に応じた、居住地の選択性の向上

■一時保護対象者

対象者の状況(危険度等)に応じて、次により保護する。

- ・福岡県女性相談支援センター、民間支援団体への依頼
- ・独自シェルターの確保、運用
 - ▷ 既存の公共施設の活用(2世帯程度の対応枠を確保)
 - ▷ 電気・ガス・水道等の使用、寝具その他備品の貸与
 - ▷ 防犯ブザー(警備会社対応用)、連絡用電話機の貸与

○職員常駐(24時間対応)と異なることによる、安全性低下の懸念への対応

⇒DV加害者からの追跡など危険性が高い場合には、県女性相談支援センターを利用

⇒独自シェルターでは、警備対応(防犯ブザー)、連絡用電話機により不測の事態に対応

②母子等への支援

家庭子ども相談課内に母子支援員を配置し、訪問等により、入所対象者への自立支援と一時保護対象者への対応を実施する。

■入所対象者

- ・支援計画の策定、ケース管理
- ・家庭訪問、同行支援
- ・電話、LINE相談

■一時保護対象者

- ・食料の提供、日用品等の貸与及び給付
- ・面接、退所等支援

○訪問対応、同行支援等に加え、電話・LINEを活用し、対象者に寄り添った支援を継続

(3)今後のスケジュール(案)

令和6年11月：国、県及び関係機関等との調整

12月：施設廃止条例議案上程

令和8年3月末：母子生活支援施設廃止

4月：代替策実施（一部、令和7年度後半より暫定運用）

